



消防署からのお知らせ



患者等搬送事業者について

能代山本広域消防本部では利用者の安全性と利便性を図ることを目的に認定制度を設け、乗務員の基礎講習や使用車両の適合審査等を実施して、質を確保した上で事業者を認定しています。(認定後も必要に応じて指導を実施。)

救急車を呼ぶほどではないが、入退院・通院・寝たきりの方・車いすの方の移動手段がないなどの場合には、患者等搬送事業者をご利用ください。

注：救急車と同様の処置は行えません。緊急を要する場合は躊躇することなく119番通報してください。

【認定事業者一覧】

3月11日に新しく1事業所が認定となり、能代山本では現在2事業所が認定されています。最新の名簿は広域ホームページでご確認ください。

■ 問合せ先 消防本部 救急課 ☎52-3368



広域ホームページ



出前講座

【目的】 ここ数年、高齢者等の住宅火災が増加しており、今後もさらに増加が予想されることから、出前講座を積極的に実施し、火災予防対策を推進することを目的とする。

【講座名】 うっかり火災にご注意を！

【講座内容】 火災現場などの写真を使用し、火災事例や出火原因から火災を起こさないためにはどうしたらよいか、などについてお話しします。



【対象・経費等】

- 参加人数は概ね5人以上が対象です。
- 時間は基本的におおよそ30分ですが、20分、10分の短い時間にも対応します。
- 費用は無料です。
- 申込書はホームページでダウンロードできます。また、電話、FAXでの受付も行います。
- 日時などの詳細については、申込書を提出する前に担当と相談のうえ、決めてください。
- 会場の手配は申込者でお願いします。

【その他】 能代山本広域市町村圏組合ホームページへ掲載済み

■ 申込み・問合せ先

能代山本広域消防本部 予防課 TEL52-3312 / FAX53-3958
八峰消防署 予防担当 TEL76-3119 / FAX76-3118



税務会計課・福祉保健課からのお知らせ

● 令和6年度の税および保険料の納期限は下記のとおりです。

担当課	納期月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	納期限	5月31日	7月1日	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	1月6日	1月31日	2月28日
税務会計課	軽自動車税	全期									
	固定資産税	1期		2期		3期			4期		
	町県民税(普通徴収)		1期		2期		3期			4期	
	国民健康保険税			1期	2期		3期	4期	5期		6期
福祉保健課	介護保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

納税は口座振替が便利です

Q. 手続きはどこで出来ますか？

下記金融機関窓口で手続きできます。「口座振替依頼書」は各金融機関の窓口にありますので、必要事項を記入の上、提出してください。(通帳の届出印が必要になります。)

手続き可能な金融機関

岩館郵便局、八森郵便局、東八森郵便局、埴川郵便局、峰浜郵便局、秋田銀行八森支店、JA秋田やまもと八峰支店、能代市内金融機関各支店

Q. 申込の時期は？

いつでも大丈夫です。「口座振替依頼書」を金融機関に提出してから2週間程度で手続きが完了したのち、「口座振替登録完了のお知らせ」を送付します。なお、税の振替日は各税目の納期限の日となります。

※税金のほかに、上下水道料などの各種公共料金も同時に申込みことが出来ます。是非ご利用ください。

■ 問合せ先 税について…税務会計課 ☎76-4604 保険料について…福祉保健課 ☎76-4608

就学援助制度のご案内

町では、経済的な理由によって就学が困難と認められるお子さまの保護者に対して、学用品費、給食費などの就学するうえで必要な経費の一部を援助する制度があります。



- 対象者** 町に住所があり、町内の小中学校に通うお子さまのいる世帯で、下記のいずれかに該当する世帯
 - ①生活保護を受けている方
 - ②町の審査を経て、生活保護を受けている方に準ずる程度に困窮していると認定された方
- 援助内容** 学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費
- 申請方法** 所定の申請書により学校教育課(八峰町文化交流センター「ファガス」2F)へ申請してください。
※学校経由の申請もできます。申請書は学校教育課および各学校にあります。
- 申請期間** 4月1日から受け付けます。5月31日までに申請し、認定された方は、4月分からの援助開始となります。※6月1日以降に申請された方は、申請された月分から援助開始の対象となります。
- 援助費の支給** 認定・不認定の決定については、後日通知します。また認定が決定した場合、援助費は申請者名義の口座へ直接振り込まれます。(保護者が学校長へ援助費の受領を委任し、各学校へ直接支給することもできます。)
- その他**
 - 前年度に認定された方も申請の手続きが必要(毎年度申請)となります。
 - 令和6年1月1日現在、町に住所がない方は令和5年分の所得を証明する書類が必要です。

■ 問合せ先 教育委員会 学校教育課 学校教育総務係 ☎77-2816